

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

令和5年6月よりマイナ保険証によるオンライン資格確認を開始します。

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口でカードのICチップにある電子証明書、または健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。

このオンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が同意された場合、受診歴、診療情報、薬剤情報、特定健診情報、限度額区分の確認が可能となります。

○マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前登録が必要です。

マイナンバーカードを所有しているだけでは健康保険証として利用できません。

必ずご自身で手続きをおこなってください。

○マイナ保険証は受付でご提示いただくものではありません。

ご来院されましたらご自身でカードリーダーに置いていただき、タッチパネルにて受付登録をお願いいたします。

○引き続き従来の保険証のご持参をお願いいたします。

マイナ保険証も有効切れや破損、保険証の変更手続き前後等、利用できない事例が報告されています。万一、マイナ保険証が利用できず、**健康保険証をお持ちでない場合、一時的に全額自己負担となります。**

○マイナ保険証とは別にご持参が必要なものがございます。

自治体独自の医療助成制度にかかわる受給者証

- ・医療費受給者書
- ・高齢者福祉医療費受給者証
- ・特定医療費（指定難病）受給者証 等

○オンライン資格認定システム導入の義務化に伴い、状況に応じて「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」という点数が算定されます。

初診時 (加算1) 6点 … マイナ保険証なし。又は、情報取得に同意しない場合。

(加算2) 2点 … マイナ保険証利用。又は、紹介状がある場合。

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いします。